



「いじめ防止対策推進法」と学校の現在地

校長 竹谷 浩一

「いじめ防止対策推進法」(議員立法 平成25年6月28日公布、同年9月28日施行)

第1条(目的) いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、(中略)いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

第2条(定義) この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法が施行されて12年目となります。法の施行により、学校ではいじめの問題への理解が一層深まり、児童が発する小さなSOSへの感度も上がりました。その結果、教職員の間に積極的にいじめを「認知」する意識が高まり、本校でも、いじめ(疑いを含む)の報告・認知件数が増えています。とは言え、児童間トラブルをいじめとして認知するかどうかの判断はとても難しく、何から何まで認知という訳にはいきません。初期いじめの可能性のある「けんかやからかい、悪ふざけ」は日常茶飯事で、話を聴いてみると互いに非があるケースも少なくありません。そのため指導では、いじめという言葉をやたらと使いません。また、ある一つの事象だけを切り取って、先に仕掛けた方が加害、その相手が被害と安易に決めつけることもできません。

こうした現状から、本校の教職員に以下をお願いをしています。

◎特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報を共有し、組織的に対応すること【**最重要事項**】

●双方の主張を丁寧に聞き取り、事実関係を明確にすること(過去の経緯も含めて)

●周囲の児童等から聞き取りを行うこと

●被害者、加害者双方に寄り添うこと(被害者の心のケアを最優先に)

●関係する児童の保護者と連携し、事実と指導経過、その後について伝えること

●形式的な謝罪だけで済ませることなく、再発防止に向けた指導と見守りを行うこと

ここで、保護者の皆さんにお願いします。家庭で、お子さんから学校内外でいじめ(疑いを含む)を受けていて“辛い”との訴えがあったら、じっくり話を聴いた上で、学校に連絡をお願いします。いじめは周囲に気付かれないように行われるため、保護者や地域の方が先に覚知することがあります。また家庭等で、「〇〇さんが無視されている」「〇〇さんがいじわるされている」といった情報を見聞きした場合もお知らせいただくと助かります。学校は速やかに関係教職員で役割を分担し、組織的対応を開始します。行為が悪質な場合は、警察等の関係機関と連携することも躊躇しません。

次に、お伝えしたいことがあります。学校等が、多方面からの情報をもとに公正・公平な立場で聞き取りを行った結果、お子さんの訴えと異なる結果になる場合があることをご承知おきください。

最後に、6月は、さいたま市教育委員会が定めた「いじめ撲滅強化月間」です。3日(火)の講話朝会では、いじめの問題をテーマに、『みんなで力を合わせていじめをなくそう!』と伝える予定です。

学校・家庭・地域が一体となっていじめのない学校(まち)づくりが推進できればと思います。皆さんの御理解と御協力をよろしくお願いします。

校長のつぶやき

新学年がスタートして2カ月が過ぎました。私は可能な限り朝の時間に通学路を歩き、子どもたちを出迎えています。日によってメンバーは多少変わりますが、一定数の子は「おはよう(ございます)」の声掛けに反応することなく素通りしていきます。その瞬間は心の中でいつもため息です。『あいさつの習慣が身に付いていないのかな…。』『昨日の学校や登校前に何か嫌なことがあったのかな…。』『学校がつまらないのかな…。』といった言葉が頭をよぎります。何はともあれ、気になって仕方ない日々です。